

貸金業者向けの総合的な監督指針の概要

従来の事務ガイドラインから総合的な監督指針へ

・規制法から業法へ
・内部管理態勢を含めた業務運営全般について、適切性を検証する総合的な監督行政へ

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係):貸金業者の監督関係の廃止

貸金業者向けの総合的な監督指針

- I. 基本的な考え方
- II. 監督に当たっての評価項目
- III. 監督に係る事務処理上の留意点

※法公布後1年以内に施行される内容について整備

I. 基本的考え方

- 貸金業監督の目的
登録制度、業務規制、自主規制団体の認可等を通じ、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが機能する貸金市場の構築を促す。
- 貸金業監督の基本的な枠組み
(1) 監督当局である国及び都道府県が連携し、利用者からの苦情等、監督情報の共有と集約を図る。
(2) 無登録業者及び悪質登録業者の徹底排除のため、警察当局との連携、協力を図る。
(3) 貸金業協会との連携及び役割分担、並びに非協会員への厳正な監督を通じ、全業者の業務の健全性を確保する。
- 貸金業監督部局の基本的役割
利用者からの苦情等も含め、継続的に監督情報の収集・分析を行い、業務の健全性や適切性に係る問題の発見に努めるとともに、自主的な問題改善の取り組みを早期に促すことや、必要に応じ行政処分等の監督上の措置を行うことで、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていく。
- 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方
(1) 検査部局との適切な連携の確保
(2) 貸金業者にかかる情報の積極的な収集
(3) 貸金業者の自主的な努力の尊重
(4) 貸金業協会との連携及び非協会員に対する厳正な監督
(5) 効率的・効果的な監督事務の確保

II. 監督に当たっての評価項目

- 経営管理
- 法令等遵守態勢等
・業績評価や人事考課等でのコンプライアンスの重視
- 顧客情報の管理
- 禁止行為等
・資金需要者等に虚偽を告げることや不確実な事項について断定的判断の提供禁止など、禁止行為についての社内規則等の整備及び社内研修等による周知徹底
- 勧誘及び契約締結時の説明態勢
・説明責任等に関する社内規則等の整備及び社内研修等による周知徹底
・適正な勧誘が履行される態勢の構築
・保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結するための態勢整備
- 過剰貸付けの禁止(総量規制を円滑に施行するための措置)
・適正な与信審査が確保される態勢整備
・顧客の借入意思確認等
- 広告規制
・貸金業協会に加入していない業者から提出された広告に係る資料については、貸金業協会の自主規制基準等を勘案した検証
- 書面の交付義務
- 帳簿の備付け等
- 帳簿の閲覧、謄写
・本人確認の方法及び閲覧・謄写の方法に関し、正当な理由なく過度の負担を課す場合は、閲覧・謄写の拒否に該当するおそれ
- 取立行為規制
- 債権譲渡

III. 貸金業者に係る事務処理上の留意点

- 一般的な事務処理等
- 貸金業法等に係る諸手続
- 行政指導等を行う際の留意点等
- 行政処分を行う際の留意点
⇒業務改善命令・停止命令等の処分を検討する際には、行為の重大性・悪質性、行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性を勘案すること
- 貸金業関係連絡会
- 貸金業監督者会議